第百三十三条の二第一項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第百三十六条の二の見出しを削り、同条第一項から第三項までの規定中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第百三十九条の四第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とする。

第百三十九条の六中「第六十六条第六項第二号ロ」を「第六十六条第五項第二号ロ」に改める。

第百三十九条の八第一項中「が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）」に、「この条及び」を「この項及び」に、「他の内国法人」を「他の通算法人」に、「の支払に係る基準日（その定めがない場合には、当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日。）を「に係る基準日等（第二十二条第二項第二号（関連法人株式等の範囲）に規定する基準日等をいう。第三項及び」に、「に当該特定同族会社」を「及び当該事業年度終了の日において当該通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「、当該特定同族会社」を「、当該通算法人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　特定同族会社である通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において剰余金の配当若しくは利益の配当をし、又は特定同族会社である通算法人に当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第二十四条第一項各号に掲げる事由が生じた場合には、これらの通算法人における当該事業年度の法第六十七条第三項に規定する留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額にこれらの通算法人の通算外配当等流出額及び通算内配当等の額を加算した金額からこれらの通算法人の通算外配当等流出配賦額を減算した金額とする。

第百三十九条の八第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　特定同族会社が当該事業年度において法第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定の適用を受ける場合には、当該特定同族会社における当該事業年度の法第六十七条第三項に規定する留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額から法第六十四条の七第六項に規定する満たない部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。この場合において、法第六十七条第五項第一号及び第三号の所得等の金額は、当該所得等の金額から当該満たない部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。

6　特定同族会社が当該事業年度において法第六十四条の八（通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、当該特定同族会社における当該事業年度の法第六十七条第三項に規定する留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額に法第六十四条の八に規定する欠損金額に相当する金額を加算した金額とする。この場合において、法第六十七条第五項第一号及び第三号の所得等の金額は、当該欠損金額に相当する金額を加算した金額とする。

7　特定同族会社が当該事業年度において第十九条第六項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合には、当該特定同族会社における当該事業年度の法第六十七条第三項に規定する留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額から第十九条第六項に規定する満たない部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。この場合において、法第六十七条第五項第一号及び第三号の所得等の金額は、当該所得等の金額から当該満たない部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。

第百三十九条の八第二項の次に次の一項を加える。

3　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　通算外配当等流出額　通算法人がした剰余金の配当又は利益の配当により減少した利益積立金額及び当該通算法人について生じた法第二十四条第一項各号に掲げる事由（剰余金の配当又は利益の配当に該当するものを除く。）により減少した利益積立金額の合計額のうち、その基準日等又は当該通算法人の事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がない者に対して交付した金銭その他の資産に係る部分の金額をいう。

二　通算内配当等の額　通算法人がした剰余金の配当又は利益の配当（法第二十四条第一項第二号から第四号までに掲げる事由が生じたことに基因する金銭その他の資産の交付に該当するものを除く。）により減少した利益積立金額及び当該通算法人について生じた同項第四号から第七号まで（第四号にあつては、解散による残余財産の分配に係る部分を除く。）に掲げる事由により減少した利益積立金額の合計額のうち、その基準日等及び当該通算法人の事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に対して交付した金銭その他の資産に係る部分の金額をいう。

三　通算外配当等流出配賦額　イに掲げる金額にロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とニに掲げる金額との合計額をいう。

イ　各通算法人（前項の通算法人及び同項の事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この号において「他の通算法人」という。）に限る。イ及びハにおいて同じ。）の通算外配当等流出額のうち当該各通算法人が発行済株式又は出資を有する他の通算法人の通算内配当等の額（当該各通算法人が交付を受けた金銭その他の資産に係る部分の金額に限るものとし、当該各通算法人の通算内配当等の額がある場合には当該通算内配当等の額を控除した金額とする。）に達するまでの金額の合計額

ロ　前項の通算法人の純通算内配当等の額（通算法人の通算内配当等の額から当該通算法人が発行済株式又は出資を有する他の通算法人の通算内配当等の額（当該通算法人が交付を受けた金銭その他の資産に係る部分の金額に限る。）を控除した金額をいう。ハにおいて同じ。）

ハ　各通算法人の純通算内配当等の額の合計額

ニ　前項の通算法人の通算外配当等流出額のうち当該通算法人が発行済株式又は出資を有する他の通算法人の通算内配当等の額（当該通算法人が交付を受けた金銭その他の資産に係る部分の金額に限るものとし、当該通算法人の通算内配当等の額がある場合には当該通算内配当等の額を控除した金額とする。）を超える部分の金額

第百三十九条の九の見出し中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条中「が当該事業年度」を「である通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）」に、「支払に係る基準日に当該特定同族会社」を「基準日等及び当該事業年度終了の日において当該通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「他の内国法人」を「他の通算法人」に改める。

第百三十九条の十第一項中「同条第七項（同条第十三項」を「同条第四項（同条第七項」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項、第二項及び第六項」に改め、同号イを次のように改める。

イ　法第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により当該法人税の額に加算する金額

第百三十九条の十第二項第一号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含むものとし、同条第四項に規定する中小企業者等（次号ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に限る。）又は第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により当該法人税の額に加算する金額